

ハリーポッターは スイスと日本どちら

居 住者か非居住者か、国内に住所を有しているか否かで課税関係が大きく変わるため、時々新聞をにぎわす事件がおきます。

追 徴税額は無申告加算税を含め1300億円余の「富士」株生前贈与無申告事件は、香港を舞台としての非居住者税制をめぐるものでした。

最 近話題になったものでは世界的ベストセラーである「ハリーポッター」シリーズの翻訳家の事件があります。国税局からおよそ35億円の申告漏れを指摘され、追徴税額は過少申告加算税を含め7億円を超えるということですが、これはスイスを舞台にしています。当人は、5年前、スイスにマンションを購入し、ス

イスの居住者としてスイスで税務申告するとともに、日本では翻訳料の20%の源泉徴収所得税を納めているとのこと、課税処分を不服として異議を申し立てるとともに、日本とスイスの国税当局に相互協議を行うよう依頼している、と報じられました。

逆 転判決の事件もあります。過去10年余にわたり、毎年10回から20回に及ぶ日本への入国を繰り返し、日本での平均滞在日数も100日前後という事業者がおり、香港に住居を有し、生計を一にする家族を香港で養っていました。ただし、日本国内での生活の拠点として賃貸マンションを継続して維持してまいりましたので、国税当局は、もはや

非居住者や非永住者ではないのではないか、として各年数千万円の所得及びそれに伴う所得税と無申告加算税について、課税決定しました。

審 判所は、居所たる拠点の物理的・経済的な維持が継続されていたとしても、そこでの生活居住は断続的であることからして「非居住者」に該当するとするのが相当であるとの裁決を下し、決定を覆しました。

こ れらの事件は、非居住者なのか、居住者なのか、ということの判定を争点とするものですが、これからは、年金生活者が、海外に住居を移して快適な生活を享受するというパターンも増えるといわれておりますし、対価の柔軟化により国境がなくなることになる新会社法の組織再編に関連する税制の行方ともからみ、事件の帰趨には注目していきたいところです。

実りの秋。「まぎらはし木の実に交る鹿の糞 季里」
まだ、貨幣がなかった頃は、物々交換によって必要な物を手に入れました。物々交換にはひとつのルールがあります。自分が少し物を取り過ぎたと思ったら、物を一部返却する。「釣り合い」をとることが重要でした。「釣銭」の釣りは魚釣りの釣りではなく、釣り合いの釣りからきたそうです。
8日寒露、23日霜降。



数字の裏には
人があり、
物がある。
(松下電器産業 高橋荒太郎)

10月の税務メモ

| (国 税) | | (地方税) | |
|--------------------------------|-----|----------------------|--|
| ○ 9月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く) | 10日 | ○ 9月分個人住民税特別徴収分の納付 | |
| ○ 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知(税務署長より) | 16日 | | |
| ○ 8月決算法人の確定申告 | 31日 | ○ 8月決算法人の確定申告 | |
| ○ 19年2月決算法人の中間(予定)申告 | " | ○ 19年2月決算法人の中間(予定)申告 | |
| | " | ○ 個人住民税の普通徴収第3期納付 | |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。